

項目番号	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
1	全体		選定結果の公表を含め、今後のスケジュールを知りたい。	<p>【予定であり、変更することがあります。】</p> <p>&lt;実証事業選定まで&gt; 令和4年3月2日 3月中 3月末</p> <p>&lt;実証事業選定後&gt; ~令和5年1月末 実証事業終了後 令和5年2月~3月</p> <p>公募締切 実証事業選定（必要に応じ、ヒアリングを実施。） 選定結果公表（観光庁ウェブサイトに掲載。） 事業計画書作成後、実証事業実施、事業実施報告書作成・提出 経費精算・報告 → 実証事業実施者へ経費支払い（精算払い。）。 成果取りまとめ（成果報告会開催・資料公表等）</p>
2	全体		今回の公募（令和4年1月27日～令和4年3月2日）終了後に二次公募の予定はあるか。	現時点で、その予定はありません。
3	全体		公募の結果、選定される事業実施者の数はどの程度か。	10～15件程度を想定しています。
4	全体		本事業の補助率（自己負担割合）はどのようにになっているのか。	<p>補助率（自己負担割合）の設定はありません。</p> <p>本事業は、補助金や交付金の類の補助事業ではなく、観光庁における調査事業の一環として実施されるものであり、この調査に要する経費を国費により負担します。</p> <p>国費により支弁する経費の規模は、1事業当たり20百万円（税込）を上限とし、採択件数の多寡や、採択過程における選定委員による書面審査やヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整します。</p>
5	II. 募集内容等	1. 申請条件	民間事業者等の「等」には何が含まれるのか。	民間企業のほか、一般社団法人や一般財団法人、特定非営利活動法人等の多様な関係者を想定しています。また、法人格を有するかどうかは問いません。
6	II. 募集内容等	1. 申請条件	「地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）、交通事業者・金融機関・観光事業者をはじめとする等の民間事業者等又はそれらによる組織・団体・協議会」とあるが、組成割合に指定はあるか。	組成割合に指定はありません。
7	II. 募集内容等	1. 申請条件	応募の段階で、地方公共団体、民間事業者等との連携体制を確立させている必要はあるか。連携先候補として調整中のものでも申請可能か。	申請の代表主体が地方公共団体でない場合は、地方公共団体との連携を必須とします。 連携体制は、申請前に事業者間で構築・調整するようにしてください。調整等を行っていないにもかかわらず、連携を想定している事業者名を無断で使用するなど、申請書類に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合には、採択後において経費の一部又はその全部が支払われないことがあります。
8	II. 募集内容等	1. 申請条件	連携体制について、関係団体同士が書面等で連携を約定している必要はあるか。	書面等による約定・承諾書等の締結等は必須とはしません。内諾でも差し支えはありませんが、いずれにしても、その連携体制を申請前に事業者間で構築・調整するようしてください。
9	II. 募集内容等	1. 申請条件	「代表主体が複数の申請を代表主体として提出を行うことは認めない。」とあるが、連携事業者として申請することは可能か。	お見込みのとおりです。
10	II. 募集内容等	2. 募集する実証事業	選定過程及び選定後において、有識者の意見により実証事業の内容を変更することとなった場合等は、申請時に提示した経費の総額及び内訳を変更して実証事業を実施することは可能か。	お見込みのとおりです。選定後は、選定した事業ごとに決定した採択額の範囲内での総額及び内訳の変更が認められます。

項目番号	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
11	II. 募集内容等	4. (2) 外的要因による影響に考慮した事業計画の策定について	外部要因によりスケジュールに遅延が生じ、年度内に予定していた実証を完了できなかった場合、経費の支払いはどのようになるか。全額支払いなしになるのか。	経費計上期間は、原則として令和5年1月31日までとしております。個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁及び事業事務局が認めた場合は、この限りではありませんが、この場合でも、対象期間までに実証を完了できなかったときは、当該対象期間に支出した経費のうち、適切に支出された部分について精算払いにより支払われます。
12	II. 募集内容等	4. (3) 申請前の各種調整等について	必要な許認可について、申請は行ったがその結果が出ていない場合も申請可能か。	申請は妨げませんが、実証事業に選定された後に許認可がされなくなることならぬよう、許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
13	II. 募集内容等	5. 対象経費	「謝金」について、国の支出基準が記載されている資料はあるか。	次のURL内の【別表2】をご参照ください。 <a href="https://www.mlit.go.jp/common/001229357.pdf">https://www.mlit.go.jp/common/001229357.pdf</a>
14	II. 募集内容等	5. 対象経費	「借料及び損料」について、本事業の実証事業においてコンテンツ造成の一環でファムトリップ等を実施する場合に、借り上げる必要がある土地や建物の借料は経費計上が可能か。	事業実施者における経常的な経費（例えば事務所等に係る家賃）は認められませんが、実証事業の実施で必要がある場合は経費計上が可能となります。なお、自己所有以外の土地や建物を借りる場合は、あらかじめ所有者等の許可等を得る必要があります。土地や建物の購入は認められません。
15	II. 募集内容等	5. 対象経費	実証事業等の委託について、委託先の数や委託比率に制限はあるか。	申請に当たり特に制限はありませんが、再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。また、事業の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の再委託はできません。
16	II. 募集内容等	5. 対象経費	実証事業等の委託先からの更なる委託（再々委託）は認められるか。	申請に当たり特に妨げませんが、それを含めた再委託可否についての詳細については、選定後に観光庁及び事業事務局が精査し判断します。
17	II. 募集内容等	6. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で作成したウェブサイトは実証事業終了後も継続して利用可能か。	利用可能です。
18	II. 募集内容等	6. 実証事業等の経費計上期間（実施期間）	「広告宣伝費」について、事業内で制作したウェブサイト等を令和5年度以降も継続して利用する場合、運営費等の経費は令和4年度分のみ計上可能との理解で相違ないか。	令和4年度分（令和5年3月31日まで）ではなく、経費計上期間の令和5年1月31日までの経費を計上可能とします。
19	III. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>に記載されている事項は、提案内容に含まれている場合は加点されるだけであり、含まれていない場合は減点されるものではないという理解でよろしいか。	お見込みのとおりです。<審査における加点項目>に記載の観点は、申請における必須事項ということでもあります。
20	III. 事業実施者の選定	2. 選定基準	<審査における加点項目>のうち、「重点支援DMOなど、観光庁が登録した『登録観光地域づくり法人（DMO）』が実施体制に参画していること。」について、「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」が参画する場合も加点されるか。	「観光地域づくり候補法人（候補DMO）」の場合は加点しません。
21	III. 事業実施者の選定	3. ヒアリングの実施等	ヒアリングがされなかった場合、実証事業として選定されないのか。	ヒアリングは必要に応じて行うものであり、ヒアリングされなければ選定されないとは限りません。

項目番号	公募要領大項目	公募要領中項目	質問	回答
22	IV. 留意点	1. 申請内容等について	「経費の一部又はその全部が支払われないことがある」とあるが、どのような場合に、誰がいつどのような形で判断するのか。	採択に当たり合意した事項が行われない又は守られない場合、申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をするなどした場合等が該当します。最終的には、事業の終了後である令和5年2月以降に、観光庁及び事業事務局が精査した上で判断します。
23	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	経費の支払いについて、事業完了後とあるが、個別の事業に鑑み、事前の概算払いや都度精算していただくことは可能か。	概算払いや都度精算は対応できません。事業完了後の精算までは、事業実施者により経費を立て替えていただくこととなりますので、ご留意の上、応募をご検討ください。
24	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	既存の取組に係る経費も対象となるのか。新規の取組限定か。	既存の取組そのものに係る経費は対象となりません。既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、実証事業の実施期間内において、新たに実施される取組に係る部分のみを経費の対象とします。
25	IV. 留意点	3. 事業経費・精算について	新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースとあるが、レンタルでも問題ないか。	お見込みのとおりです。
26	IV. 留意点	5. その他	「著作権」に関する記載があるが、広告宣伝で作成するデータの使用期限も令和5年1月31日までか（例：広告・ポスター・パンフレット等の制作データを継続して令和5年度以降も使用することは可能か。また、当該制作データの増刷や再編集を行い、継続して利用することは可能か。）。	実証事業の成果物とは、公募要領「II. 募集内容等」の「3. 実証事業の実施に付随する業務」で作成された事業実施報告書等の資料を指します。お示しのデータは成果物ではないため、継続して使用することは可能です。